

TEL 043-241-6121  
FAX 043-243-3430  
URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>  
令和3年8月1日  
代表社員 石田 洋祐

今月は日本版インボイス制度の導入に伴い、10月1日から登録申請が開始される消費税の適格請求書発行事業者のお話です。

## ●日本版インボイス制度では事業者の登録が必要です

### (1) 日本版インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

消費税は売上に係る消費税（仮受消費税）から仕入に係る消費税（仮払消費税）を控除した金額を納税します。

仮払消費税を控除することを「仕入税額控除」と言いますが、仕入税額控除するためには仕入に係る「帳簿及び請求書の保存」が要件とされています。

日本版インボイス制度とは、仕入れ税額控除の要件となっている請求書の内容が変更されます。

（現 行）区分記載請求書 → （変更後）適格請求書

### (2) 適格請求書とは

これまでの請求書の記載事項に加え、下記の2つが追加されます。問題は追加項目の2番目、「登録番号」です。

適格請求書は国の登録制度に申請し、登録番号を与えられた事業者のみ発行でき、その証として適格請求書に自己の登録番号を記載することになります。

（追加項目）

1. 税率ごとの消費税額等
2. 登録番号

つまり、登録番号のない請求書は仕入税額控除ができず、納税上不利となるため、適格請求書発行事業者にならないと取引関係から排除されるリスクが出てきます。

### (3) 適用時期と準備

#### ① 適格請求書発行事業者の登録

日本版インボイス制度の適用開始は令和 5 年 10 月 1 日ですが、この日から適格請求書発行事業者になるためには、原則として令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請をする必要があります。

そして、この登録申請の開始日は令和 3 年 10 月 1 日から開始されますので早めに申請を済ませてしまいましょう。弊社でも申請を代行いたします。

#### ② 自社の請求書の記載内容の見直し

(2) の通り、請求書の記載内容が追加されますので、自社の請求書様式の見直し、変更が必要となります。

#### ③ 消費税の経理処理の追加

経過措置 8%、軽減税率 8%、10%の税率区分のほか、未登録事業者からの仕入れを区分しなければなりません。

未登録事業者からの仕入れは税額控除ができませんが、令和 11 年 9 月 30 日までは経過措置により、一部仕入税額控除ができるため、登録事業者からの仕入れとは区別しておく必要があるためです。

令和 5 年 10 月 1 日からの適用ですが、あっという間に月日は過ぎてしまいます。出来ることは早期に対応をお願い致します。ご不明点は弊社担当者へご相談をよろしく願いいたします。